

優秀賞 神奈川県 高橋 麻子 様（30代 女性）

結婚して約1年半、一度の流産を経て待望の子どもがあと二週間で産まれると心躍る日々を送る私に、思いがけない事が起こった、職場の飲み会で上司に褒められたと機嫌よく帰ってきた主人が、明け方に急性心不全で突然死したのだ。数時間前までいつも通り、少し酔ってはいたけれど元気に過ごしていた主人が突然亡くなり、これから産まれる子どもと、三人で過ごす日々を思い描いていた私は一気に奈落の闇へ。

けれど、これまでと変わらずお腹の子どもは元気に私を蹴って、それはまるでボクがいると励まされているようで勇気をもらい、一週間後に無事元気な男の子を出産した。

出産を機に退職していた私は無職、新生児がいるためすぐに働きに出ることも難しく、これからどうやって生活をしていこうかと不安に思っていた時に知ったのが、遺族年金だった。

それまでの私は“少子高齢化によって年金制度は崩壊する”という報道をうのみにし、保険料は納付しない方がいいのではないかと思いつつも、父や主人の「決められた事、きちんと納めなさい。」という言葉に仕方なく納付してただけで、年金について関心はなかったが、いざ遺族年金の支給がはじまり、今後の生活はもちろん、子どもの教育資金としても大きな支えとなるとわかると、年金についてもっとよく知りたいと思い、公的年金制度についての書籍を読み、知識を深めた。

そこで、年金とは老後の生活資金になるものとしか認識していなかったが、老齢だけでなく、障害又は死亡に関しても国民の共同連帯によって生活保障をするものだとして改めて理解し、私が受け取ることのできる遺族年金は、途中受給額に変更があるけれど、生涯支給されることがわかり、相互扶助の考えから出来た年金制度にありがたさを実感した。

自分が年金の受給者になってみてはじめて、相互扶助の年金制度に感謝するようになったが、もし遺族年金を受けることなく60歳まで保険料を払い続けるだけだったとすると、納得できなかったと思う。

学生時代に年金について学ぶ場があったと思うが、学習熱心ではなく年金制度に興味のなかった私は、なぜ自分が支払った額が保障されていないのか、合点がいかなかった。

けれど、老齢だけでなく障害又は死亡に関しても年金が受けられること、障害や死亡は年を重ねていなくても、いつでも、誰の身にでも起こり得ることであって、その時のための保険なのだということが分かり、今では納得がいった上で保険料を納付している。また、現在はパート勤めで厚生年金には加入していないので、将来受け取る額が少しでも増えるように、国民年金保険料に付加保険料をつけている。

今後、生活が苦しくなった時には保険料の免除申請をきちんとして、滞納することのないよう60歳まで保険料を払い続け、息子には、保険料を滞納することなく納めていた父親のおかげで遺族年金を受け取ることができ、二人の生活を支えてくれているという事を伝えていこうと思う。

私は主人の死というきっかけで年金について学ぶ機会を与えられたけれど、以前の私のように年金制度についてよく知らないし不安だという人は多いと思う。自身や家族に万一の事があった時には、大きな支えとなる事を国民に周知して、制度のますますの発展を心から願っている。